

厚岸町規則第45号

厚岸町顧問弁護士に関する規則をここに公布する。

平成27年11月20日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町顧問弁護士に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本町の行政執行に係る法的な問題の円滑な処理を図るため設置する顧問弁護士に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 顧問弁護士の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の顧問として委嘱する特別職の職員とする。

(職務)

第3条 顧問弁護士は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 本町の行政執行に係る法的な問題について相談を行うこと。
- (2) 町又は町の執行機関を当事者とする訴訟事件について、原則として、その訴訟代理人となること。

(委嘱)

第4条 顧問弁護士は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に規定する弁護士名簿に登録されている者
- (2) 町政に対する理解及び識見を有する者

(任期)

第5条 顧問弁護士の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(退職)

第6条 顧問弁護士は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 退職を願い出て承認があったとき。
- (3) 第4条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第7条 町長は、顧問弁護士が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(報酬)

第8条 町長は、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき、顧問弁護士に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、条例別表第1のその他の非常勤の特別職の職員の区分によることとし、その額は、月額50,000円とする。

(訴訟代理人等の特例)

第9条 町長は、顧問弁護士が町又は町の執行機関を当事者とする訴訟事件において訴訟代理人に選任された場合その他別に報酬を支給することが適当と認められる場合には、前条の規定にかかわらず、別途協議により定めた額を報酬として顧問弁護士に支給する。

(相談の手続)

第10条 顧問弁護士による法的な問題についての相談を行おうとする場合は、当該案件を所管する課等の長が、顧問弁護士に対して直接相談を依頼するものとする。

(庶務)

第11条 顧問弁護士に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、顧問弁護士に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。